

事 務 連 絡
平成 26 年 11 月 19 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例について

各市町村（特別区を含む。以下同じ）における国民健康保険条例の制定の参考に供するため、国民健康保険条例参考例をお示ししているところですが、被用者保険の保険者が支給する出産育児一時金等について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 365 号）が本日公布されたことに伴い、別添のとおり、国民健康保険条例参考例（平成 12 年 3 月 31 日付け事務連絡）の一部を改正することとしましたので、貴管内市町村への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。